

平成29年度
デザインによる子どもの創造性を育む教育モデル事業
企画運營業務委託 募集要項（プロポーザル方式）

1. 案件名称

デザインによる子どもの創造性を育む教育モデル事業

2. 業務概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | デザインによる子どもの創造性を育む教育モデル事業
企画運營業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「デザインによる子どもの創造性を育む教育モデル事業
企画運營業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日から平成30年3月31日まで |
| (4) 見積限度額 | 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする |
| (5) 実施場所 | 大阪市内小学校またはその他の会場 |

3. 契約に関する事項

- (1) 受託候補者との協議
- 「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、受託候補者と提案された内容等を踏まえて契約条件を協議の上、委託契約を締結する。
- なお、委託業務の内容等は、契約協議段階において修正を行う場合がある。
- (2) 委託料支払い
- 委託契約後、1か月以内に委託料の2分の1の額を受託者の請求に基づき支払い、残金は業務完了後、受託者による事業実施報告書の提出と、当センターの完了検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。
- (3) 再委託について
- ① 本委託業務の全部を一括して、または次の主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- （主たる部分） 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ② コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③ 前記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承

諾を得なければならない。

- ④ 業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託先は以下の要件を満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

- (5) この事業は公益財団法人JKA（以下「JKA」という。）の補助を受けており、必要に応じて、JKAが直接受託先を調査する場合がある（現地調査含む）。また、広報等においてJKAの補助事業であることを明示するものとする。

4. 応募について

次に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1) 団体であること。（法人格の有無は問わない。）複数の団体で構成する共同企業体は除く。
- (2) 受託事業について団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有し、十分な業務執行能力、適正な経理執行体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続を行っていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) その他公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5. スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 平成 29 年 8 月 17 日（木） |
| (2) 質問受付締切 | 平成 29 年 8 月 23 日（水） |
| (3) 質問回答（HP公開） | 平成 29 年 8 月 25 日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 平成 29 年 8 月 29 日（火） |
| (5) 選定会議 | 平成 29 年 9 月 1 日（金） |
| (6) 選定結果通知 | 平成 29 年 9 月 4 日（月） |
| (7) 契約締結日 | 平成 29 年 9 月 5 日（火） |

6. 質問について

本業務の内容・仕様等に関する質問の受付は下記の通り。

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | 質問書（様式第7号） |
| (2) 受付先 | （一財）大阪デザインセンター |
| (3) 受付期限 | 平成 29 年 8 月 23 日（水）午後 5 時まで |
| (4) 提出方法 | メールまたはファクスにより提出 |
| (5) 回答方法 | 質問に対する回答は、8 月 25 日（金）を目途に大阪デザインセンターホームページに掲載する。 |

7. 企画提案書・見積書の提出

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出書類 | ア. 参加申込書（様式第1号）
イ. 企画提案書（様式第2号）
ウ. モデル授業進行案（様式第3号）
エ. 業務実施体制（様式第4号）
オ. 業務実績等（様式第5号）
カ. 見積書（様式第6号） |
| (2) 提出期限 | 平成 29 年 8 月 29 日（火） |
| (3) 提出場所 | （一財）大阪デザインセンター |
| (4) 提出部数 | 6 部（正本 1 部、副本 5 部） |
| (5) 提出方法 | 持参（土・日・祝日を除く 10 時～17 時 30 分）
又は郵送により提出。 |

8. 審査方法等

- | | |
|----------|--|
| (1) 審査方法 | <ul style="list-style-type: none">・プロポーザルによる受託候補者の選定は、有識者及びデザイン関係者から構成する選定委員会において実施する。・選定委員会では以下の評価基準に基づいて提案書等の内容を評価し、総合的に受託候補者を選定する。・提案書に関するヒアリングは、必要に応じて実施する場合がある。 |
|----------|--|

- ・提案事業者が1社であった場合には、評点が6割以上であれば業務委託予定者とする。
- ・採用決定の結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に電話及び文書で通知する。

(2) 採点方法

採点は、提出された提案書等の内容及びプレゼンテーション等により、各審査員が評価項目ごとに定めた評価基準の視点に基づき、総合評価を行う。ただし、総得点が一定基準（6割）に達しない場合は、業務委託候補者とししない。なお、採点については、次のとおり5段階評価とする

①	特に優れている
②	優れている
③	普通
④	やや不十分
⑤	不十分

(3) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
理解度	本業務の内容に対する理解度。	10点
企画力	提案内容の独自性。 本業務を理解したデザインを活かしたカリキュラム案となっているか。	40点
実施体制	適正に遂行できる具体的なスケジュールになっているか。 業務遂行のための組織体制が適切で、十分な知識と経験を有する人材が配置されているか。	20点
業務実績	同種業務の履行実績。 ノウハウ・知識・経験の豊富さ。	20点
経済性	実施経費が企画提案内容に沿った適正な見積もりとなっているか。 また実現可能な経費となっているか。	10点
合計		100点

9. その他

- (1) 本プロポーザルに関して知り得た事項等について、本プロポーザル及び本件業務委託以外に使用することを禁ずる。
- (2) 企画提案書作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合等には、無効とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、プロポーザルの審査過程及び選定結果の公開等本業務に関して必要な範囲内で、複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類及びその複製は、前項以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (7) 選定結果についての異議申し立ては受理しない。
- (8) この事業はJKAの補助を受けており、必要に応じてJKAの直接調査を受ける場合がある。

10. 提出先・問い合わせ先

一般財団法人大阪デザインセンター 業務部 担当:河合

〒大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル10階 A-1

TEL : 06-6615-6671 FAX : 06-6615-5573

Mail : odc@osakadc.jp